国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和５年３月３０日
東北地方整備局
山形河川国道事務所
山　　形　　市

歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）の指定について

～ 東北地方整備局管内の直轄国道で初めてほこみちの指定をしました ～

賑わいのある道路空間創出のため、東北地方整備局管内の直轄国道で初めて国道１１２号　山形県山形市七日町（やまがた　やまがた　なぬかまち）の区間（延長＝２９０ｍ）において、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）を指定しました。

今後も地域の活性化に向けた取組を進めてまいります。

○国土交通省では、道路法の一部を改正する法律（令和２年５月２７日公布、１１月２５日施行）により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進度道路（通称：ほこみち）制度を創設しました。

○今般、国道１１２号の一部区間を「ほこみち」として指定しました。「ほこみち」に指定された道路では、賑わい創出、地域活性化に資する、道路の魅力的な活用を実施していきます。

＜ほこみち指定箇所＞
路線名：国道１１２号
場　所：山形県山形市七日町


「やまがた Re-v-ing」社会実験の状況

＜発表記者会＞　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙

＜問い合わせ先＞
【ほこみち制度】
東北地方整備局　TEL:022-225-2171（代表）
道路部　道路計画第二課長　伊藤（いとう）　加奈（かな）（内線 4251）
【ほこみち指定箇所】
山形河川国道事務所　TEL:023-688-8421（代表）
副所長（道路担当）　田口（たぐち）　秀美（ひでみ）（内線 205）
山形市　まちづくり政策部　まちづくり政策課　TEL:023-641-1212
まちづくり政策課　次長（兼）課長　丹野（たんの）　善彦（よしひこ）

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度

国土交通省

ほこみち（歩行者利便増進道路）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布）　11.25施行】

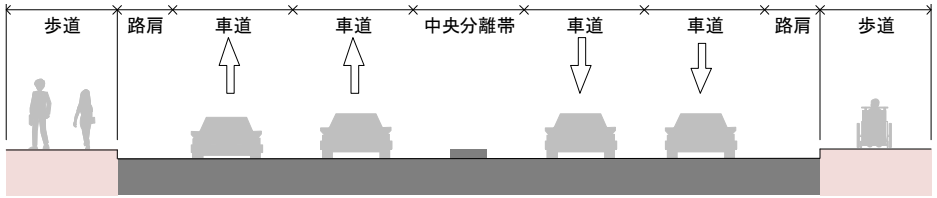
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

・歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

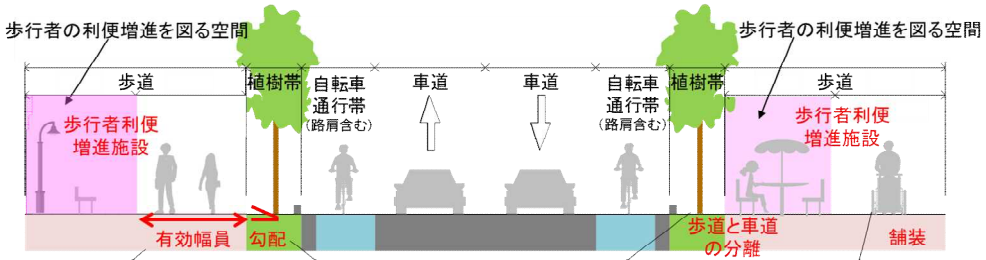
〔新たな構造基準のイメージ〕

【現行】



車道を４車線から２車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



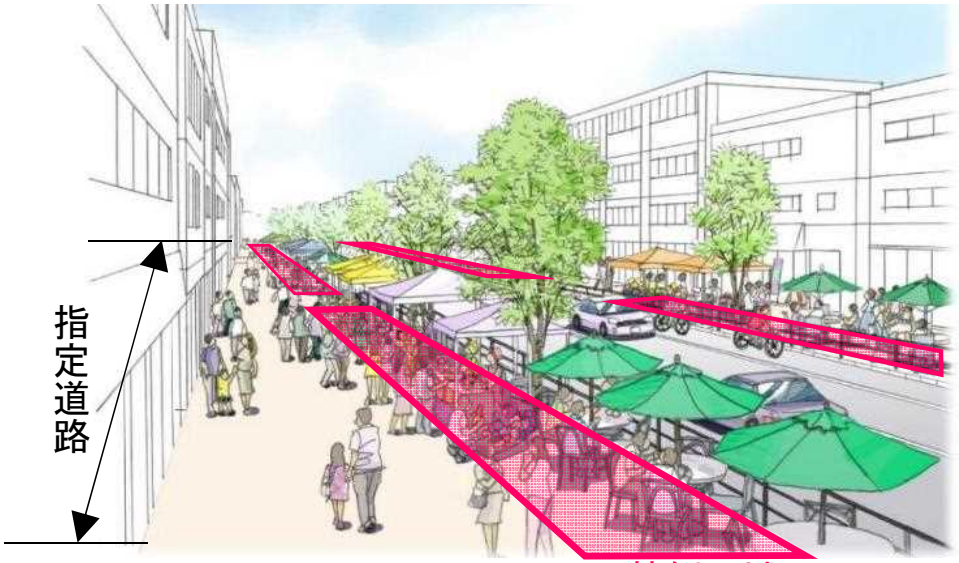
バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準
・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保	・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%） ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）	・植樹帯や並木や柵の設置 ・縁石の設置 高さ15cm以上	・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

・特例区域では、占用がより柔軟に認められる

・占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に

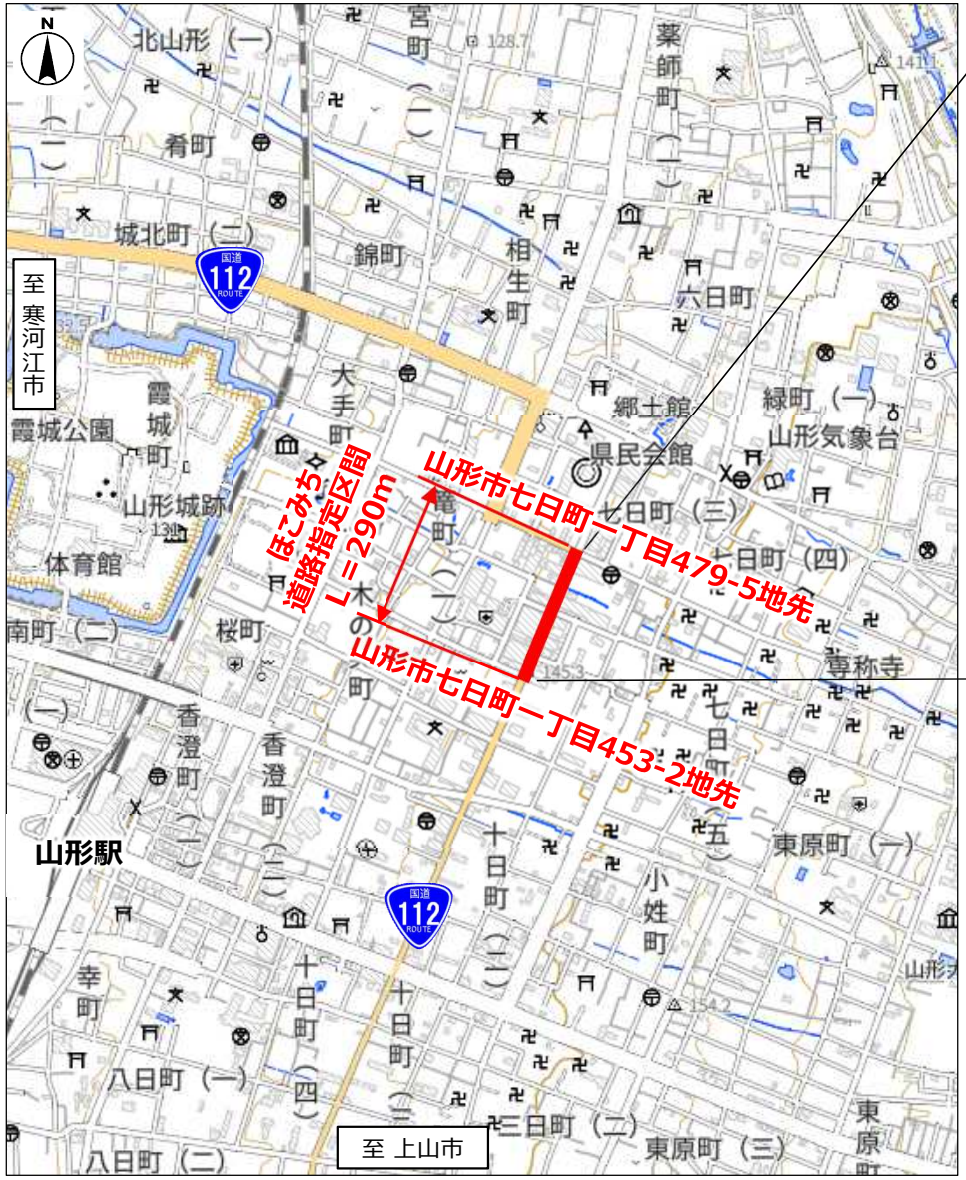
・公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



ほこみち指定箇所

国土交通省

ほこみち道路指定区間　国道112号　山形県山形市七日町



出典：地理院地図に道路情報等を追記して掲載



- 道路管理者：東北地方整備局
- 路　線　名　：一般国道112号
- 場　　所　：山形県山形市七日町一丁目
  453－2地先
  ～同市七日町一丁目
  479－5地先
- 指定日：令和5年3月30日